

# 広島県建設労働組合 資格取得奨励金給付規程

(目的及び効力)

**第1条** この資格取得奨励金は、広島県建設労働組合における組合員（以下、組合員）組合員の技術・技能の向上を図る事を目的とし、資格の取得を推進し、組織拡大事業との連携を進める。

(受給資格の発生及び喪失)

**第2条** 組合員は、広島県建設労働組合同規約第26条により加入申込書に所定の加入金ならびに組合費を添えて申込んだ翌月1日に受給資格が発生する。また喪失についても組合脱退承認申請書を提出した翌月1日に受給資格を喪失する。

(給付)

**第3条** 資格取得奨励金給付規定に基づく受給資格期間内に、組合員に発生した事由に対し、組合員1名に対し1資格につき1回、5,000円を奨励金として給付する。但し、給付日において組合員資格を失う者については給付対象から除外する。

1. 対象者が上級資格を順次取得した時は、合格のつど支給する。  
例) 技能士 2級→1級 建築士 木造→二級→一級
2. 対象者が他職種の技能士資格を取得した時も同様に支給する。  
例) 建築大工→左官 とび→鉄筋施工

(資格取得奨励金給付規定)

## 第4条

1. 組合員は、所定の資格取得奨励金交付申請書に記入の上、証明書類（資格証明書または合格証書の写し、合格通知ハガキの両面の写しのうちのいずれか）を添付し、祝い金の申請をすることができる。
2. 資格取得奨励金給付申請書には、所属の地域連合長による承認を要する。
3. 受給資格期間とは、資格取得奨励金の申請日において組合員資格を有する期間をいう。
3. 資格取得奨励金の給付は、月末までに県本部事務所に提出された申請を確認の後、その翌月末に地域連合事務所へ送金して組合員に給付するものとする。
4. 各年度の申請締め切りは、次年度末までとする。  
例) 平成28年度合格者の場合、平成29年12月31日までの申請を有効とする。

(資格対象)

**第5条** 本制度の該当資格は下記のとおりとする。

1. 技能士  
広島県建設労働組合所属の組合員の建設関係職種毎に対応した技能士資格全般を対象とする。  
・特級 / 1級 / 2級 / 単一等級
2. 建築士  
・一級建築士（構造設計一級 / 設備設計一級）  
・二級建築士  
・木造建築士

## 附 則

(施行期日)

1. この規程は平成28年4月1日より施行し、平成28年度技能検定及び平成28年度建築士試験実施以降の合格者を対象として実施する。
2. この規程は執行委員会の承認によって改廃することができる。